東京農工大学農学部附属フロンティア農学教育研究センター規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （運営委員会） 第９条　（略） ２　運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(3)　（略） (4)　府中地区事務部事務長 (5)　（略） 3～8　（略）	本則 （運営委員会） 第９条　（略） ２　運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(3)　（略） (4)　府中地区事務部事務部長 (5)　（略） 3～8　（略）	

附　則（令和３年４月１日規程第15号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。